

# 国立大学法人等の修学支援事業・研究等支援事業に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除に関するQ & A

2021. 4. 1 現在

## 【共通関係】

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号イ(2)に規定された判定基準寄附者数に係る要件について)

Q. 修学支援事業や研究等支援事業以外の事業への寄附であっても判定基準寄附者数のカウント対象に含めることはできるか。

A. お見込みのとおりです。

Q. 個人からの寄附、法人からの寄附のいずれも判定基準寄附者数のカウント対象に含めることはできるか。

A. お見込みのとおりです。

Q. 匿名・匿名希望の寄附者を判定基準寄附者数のカウント対象に含めることはできるか。

A. 含めることはできません。

Q. 既存の芳名録(寄附者名・寄附金額のみの記載)を寄附者名簿として代用できるか。

A. 代用はできません。

Q. 任意団体である同窓会や父母会が、同窓生や父兄からの寄附を一括して国立大学法人に寄附する場合、個々の寄附者を判定基準寄附者数のカウント対象に含めることはできるか。

A. 個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、含めることはできます。この場合、寄附者名簿には、同窓会や父母会ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

Q. 同一の者が1年間に複数回寄附した場合、寄附者名簿には当該者を複数回記載すべきか、合算して記載すべきか。

A. 合算して記載してください。

Q. 同一の者が1年間に現物寄附及び現金寄附を行った場合、寄附者名簿には当該者を複数回記載すべきか、合算して記載すべきか。

A. 合算して記載してください。

### (基金の設置について)

Q. 「他の財源と区分して経理」のため、銀行口座等の資金管理自体を独立させる必要があるか。

A. 他の寄附金財源とは別に執行管理していただければ構いません。

Q. 既存の基金の中で、「修学支援事業基金」及び「研究等支援事業基金」を設置することは可能か。

A. お見込みのとおりです。「修学支援事業基金」及び「研究等支援事業基金」各々で別に執行管理していただければ構いません。

### (経費の使用について)

Q. 基金を用いない修学支援のための事業の一部に補填する形で「修学支援事業基金」を執行することは可能か。同様に、基金を用いない研究等支援のための事業の一部に補填する形で「研究等支援事業基金」を執行することは可能か。

A. お見込みのとおりです。

Q. 基金に受け入れた寄附金の運用利息を修学支援事業や研究等支援事業の実施に充てることは可能か。

A. お見込みのとおりです。

## 【修学支援事業関係】

### (事業充当要件について)

Q. 「経済的理由により修学に困難がある学生等」の基準はあるか。

A. 各国立大学法人の規程等に照らしてご判断いただくこととなります。

Q. 「学生」には大学院生も含まれるのか。

A. 「学生」には大学学部生をはじめ、大学院生も含まれます。

## 【研究等支援事業関係】

### (令和2年度税制改正について)

Q. 今回の税制改正の趣旨は何か。

A. 令和2年度税制改正においては、国立大学法人等の更なる外部資金調達努力を後押しするとともに、イノベーション創出の中核となりうる若手研究者への支援を促し、その潜在能力を開花させる

ため、国立大学法人等の行ういわゆるポストドクや大学院生等に対する研究への助成等の事業に充てられる個人寄附について税額控除制度の対象に追加することとされています。

Q. 今回の税制改正により個人寄附について税額控除制度の対象に追加された事業は何か。

A. 今回の税制改正により個人寄附について税額控除制度の対象に、「学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業」(以下、「研究等支援事業」という。)として下記①から③までの事業が追加されました。

- ① 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- ② 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- ③ 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(研究等支援事業の支援対象者(「学生又は不安定な雇用状態にある研究者」)について)

Q. 「学生」には学部生も含まれるのか。

A. 「学生」には大学院生をはじめ、大学学部生も含まれます。

Q. 「不安定な雇用状態にある研究者」とは具体的にはどこまで含まれるのか。

A. 「不安定な雇用状態にある研究者」は、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除きます。)を退学した者のうち国立大学法人等に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法に規定する教授、准教授、助教、助手又は講師(大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含みます。)に該当しないものをいい、いわゆるポストドクを指します。

Q. 満期退学者は含まれるか。

A. 含まれます。

Q. 年齢に上限はあるか。

A. ありません。

(「学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業」について)

Q. 「研究活動に要する費用」に人件費は含まれるか。

A. 「研究活動に要する費用」は、研究活動全般に必要な費用をいい、人件費(給与)も含まれま

すが、人件費（給与）のみを内容とする研究費助成は認められません。

（「論文の刊行に要する費用，学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業」について）

Q. 「論文の刊行に要する費用」は具体的にどのようなものが含まれるか。

A. 学生又はポストドクが自らの研究成果を発表するための学会誌投稿料やホームページ作成費用，研究成果広報用パンフレット作成費用などをいいます。

Q. 一般市民を対象とした研究成果広報活動などのアウトリーチ活動に要する費用も含まれるか。

A. 学生又はポストドクが自らの研究成果を発表し，独立することを支援する事業が対象となりますので，一般市民を対象とした研究成果広報活動であっても対象に含まれます。

（「大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として，異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業」について）

Q. 学部生が対象外となっているのはなぜか。

A. 本事業は，その専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として，異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進することにより，次代の研究人材を養成する事業であるため，その対象である学生は，大学院に在学する学生に限定しています。

Q. 単に語学力向上のため，海外等で語学研修を行う事業は含まれるか。

A. 含まれません。

Q. 本事業による「交流」は異分野の研究者とのものに限られるのか。

A. 異分野の研究者はあくまで例示です。また、「その他の他の研究者」には海外研究者も含まれます。

Q. 具体的にはどのような事業が該当するのか。

A. 例えば，学生等を国内外の著名な研究室へ派遣し，自らの研究に専念してもらい，著名な研究者等からレビューを受けることにより研究者としての能力・資質の向上を図る事業や，分野の異なる様々な研究者等が一同に会し，自らの研究を発表し，研究者同士でディスカッションを行い（サマー/ウィンタースクール），そこで築かれた人的ネットワークをもとに国際共同研究等を行う事業などがあります。